#### 市立名寄図書館ツイッター運用ポリシー

#### 1 目的

即時性と情報の拡散性を特徴とするツイッターを市立名寄図書館の広報媒体として活用し、ホームページ等と連動しながら、市立名寄図書館の事業等に関する情報発信を行うことを目的として開設する。

#### 2 用語の定義

ツイッターに関する主な用語の定義を次のとおりに定める。

- (1) ツイッター インターネット上で 140 文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に 公開できるツイッター社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート ツイッターに投稿する記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (5) リツイート 他のユーザーのツイートを引用してツイートすることをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

## 3 アカウント情報

使用するサービス名	Twitter (ツイッター)
アカウント名	nayoro_library
アカウント URL	https://twitter.com/nayoro_library

#### 4 アカウント運営者及び投稿者

アカウント運営者	市立名寄図書館
投稿者	市立名寄図書館職員

### 5 発信時期

原則として開館日の勤務時間内に、各投稿者が必要に応じて不定期に投稿する。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿することができるものとする。

# 6 リプライについて

情報発信のみを目的とし、ツイッターを通した意見や問合せについては対応しないものとし、ツイッターのプロフィール欄にその旨を記載する。

# 7 リツイートについて

原則としてリツイートは行わない。なお、災害時など公共性が高く緊急性を要する場合において、 市民に広く拡散すべき情報については、必要に応じてリツイートできるものとする。

# 8 フォローについて

国、政府機関、地方公共団体または公共性の高い機関について、必要に応じてフォローできるものとする。

9 市立名寄図書館ツイッター運用ポリシーの変更について 市立名寄図書館は、予告なく運営方針の変更や運営方法の見直し、又は中止することができるもの とする。

### 10 問い合わせ

市立名寄図書館 電話 01654-2-4751

附則 この運用方針は、平成31年4月10日から適用する。